

25 監査公表第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成 25 年 2 月 7 日

福岡市監査委員	南	原	茂
同	栴	木	義博
同	石	井	幸充
同	伯	川	志郎

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第 1 監査の種類，対象及び区分

1 財政援助団体監査

- (1) 一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会(事務監査)

2 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡市健康づくり財団(事務監査)
- (2) 株式会社博多座(事務監査)
- (3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会(事務監査)

3 公の施設の指定管理者監査

- (1) 財団法人福岡市健康づくり財団(事務監査)
- (2) 株式会社博多座(事務監査)
- (3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会(事務監査)
- (4) 株式会社アーバンデザインコンサルタント(事務監査)
- (5) 株式会社キャナルエンターテイメントワークス(事務監査)
- (6) ラブエフエム国際放送株式会社(事務監査)
- (7) 株式会社福岡市民ホールサービス(事務監査)
- (8) 特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト(事務監査)
- (9) F P A P ・子ども文化コミュニティ共同事業体(事務監査)
- (10) 博多リバレイン管理株式会社(事務監査)
- (11) 藤崎バスターミナル共同事業体(事務監査)
- (12) 福岡新都心開発株式会社(事務監査)

第 2 団体の概要及び監査の結果等

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区長浜三丁目11番3号

イ 設立年月日 平成6年7月18日

ウ 設立の目的 鮮魚市場の近代化・情報化・機能高度化を図り、あわせて市場の適正な運営に協力し、もって生鮮食料品の円滑な流通と市民の食生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- エ 事業内容 (ア) 鮮魚市場の近代化・情報化・機能高度化に関する調査研究及び事業推進
(イ) 消費者等への情報サービスの推進と生鮮食料品等の知識及び魚食の普及に関する事業
(ウ) 鮮魚市場の業務の改善合理化及び施設の改善に関する調査研究及び事業推進
(エ) 鮮魚市場の管理運営に係る協力事業
(オ) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員21人、職員19人(平成24年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、事業費の助成として平成23年度に3,680万9,000円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は2人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成20年4月から同24年9月まで

実施期間 平成24年9月14日から同年9月28日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市健康づくり財団

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号

イ 基本財産 2億7,116万8,000円(平成24年6月30日現在)

ウ 設立年月日 平成6年3月22日

エ 設立の目的 科学的で効果的な健康づくりの方法の研究等を通して、市民の自主的な健康づくりを支援することにより、その健康的な生活習慣の確立を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 健康づくりの調査及び研究に関する事業

(イ) 健康づくりの研修に関する事業

(ウ) 健康づくりの普及及び啓発に関する事業

(エ) 福岡市健康づくりセンターの管理及び運営の受託

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員15人、職員10人(平成24年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2億円(出捐率73.8%)を出捐している。さらに、中央保健所等複合施設管理運営等の委託を行い、その委託料総額は平成23年度において8,114万518円となっている。また、福岡市健康づくりセンターの指定管理者であることから、平成23年度に2億3,712万9,427円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は8人、兼務は4人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成20年12月から同24年9月まで

実施期間 平成24年8月24日から同年9月26日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 株式会社博多座

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区下川端町2番1号
- イ 資本金 11億2,500万円(平成24年6月30日現在)
- ウ 設立年月日 平成8年7月5日
- エ 設立の目的 演劇の鑑賞と発表の場を提供することにより、福岡市における演劇文化の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与すること。
- オ 事業内容
 - (ア) 演劇の興行
 - (イ) 劇場施設の維持・管理
 - (ウ) 食堂の経営および食品、清涼飲料水、酒類、書籍、玩具、装身具、写真、たばこの販売
 - (エ) 演劇に関する情報の提供
 - (オ) 前各号に付帯し、または関連する一切の業務
- カ 役員及び職員数 役員16人、職員38人(平成24年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち3億円(出資率26.7%)を出資している。また、博多座の指定管理者であることから、平成23年度に1億8,302万8,477円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は1人、兼務は2人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査)対象期間 平成20年10月から同24年10月まで
- 実施期間 平成24年8月24日から同年10月15日まで

(4) 経営状況について

平成23年度決算において、売上高は約41億7,200万円と平成22年度約40億4,000万円と比べて持ち直しているものの、平成21年度の約46億800万円から大きく下回っている。また、売上原価、販売費及び一般管理費に約46億8,700万円を要し、営業損失が約5億1,500万円生じたため、2期連続の営業損失となり、累積赤字は約9億2,900万円となっている。

博多座においては、平成24年3月に中期経営戦略を策定し、損失の主な要因を、興行収入の減少や興行原価などの販売コストの増嵩にあると捉え、公演する演目を充実し、新規顧客の開拓と集客力の増大による収入増を図るとともに、自主制作による制作費の抑制など興行原価の低減やその他経費の削減など、平成26年の累積赤字解消に向けた取り組みが進められている。

博多座は、福岡市における演劇文化の振興を図るとともに、地域文化の発展に貢献する重要な役割を持つ施設であることから、全社一丸となって経営状況の早期改善に向け取り組まれることを要望する。

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 公益財団法人福岡市スポーツ協会

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区東公園8番2号
- イ 基本財産 2億1,827万円(平成24年6月30日現在)
- ウ 設立年月日 平成3年9月6日
- エ 設立の目的 福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り、もって、スポーツ文化の発展と活力ある社会づくりに寄与すること。
- オ 事業内容
 - (ア) 市民スポーツの普及振興
 - (イ) 競技スポーツの振興
 - (ウ) 公共スポーツ施設の管理運営

- (エ) スポーツ人材の確保・育成・活用
- (オ) スポーツに関する情報の収集・提供
- (カ) スポーツの振興に関する調査研究
- (キ) 公共団体から委託を受けて行うスポーツ振興事業
- (ク) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員21人，職員80人(平成24年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産のうち1億6,000万円(出捐率73.3%)を出捐している。さらに，運営事業費の助成として平成23年度に9,339万3,209円の補助金を交付している。また，福岡市民体育館外9施設の指定管理者であったことから，平成23年度に11億2,020万4,494円の管理料を支出している。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は10人，兼務は2人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成20年9月から同24年9月まで

実施期間 平成24年9月3日から同年9月21日まで

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

監査は，公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として，抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに，関係者から説明を聴取し，必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市健康づくり財団

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市健康づくりセンター

ア 所在地 福岡市中央区舞鶴二丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

平成21年4月1日から同24年3月31日まで

平成24年4月1日から同25年3月31日まで

ウ 所管局 保健福祉局

エ 施設概要 ホール，講堂，コミュニティプラザ，展示室，図書資料室，駐車場等

オ 開設年月日 平成6年12月12日

カ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は，平成23年度において2億3,712万9,427円となっている。

(4) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成20年12月から同24年9月まで

実施期間 平成24年8月24日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 株式会社博多座

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区下川端町2番1号

(2) 監査に係る公の施設

博多座

- ア 所在地 福岡市博多区下川端町
- イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同26年3月31日まで
- ウ 所管局 経済観光文化局
- エ 施設概要 施設面積 敷地面積5,927㎡, 劇場専有面積16,101㎡
施設内容 舞台, 客席(最大1,490席), 楽屋, リハーサル室, 練習室, チケット売場, エントランスホール, ロビー, 事務室, 会議室等
- オ 開設年月日 平成11年6月3日
- カ 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において1億8,302万8,477円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成20年10月から同24年10月まで

実施期間 平成24年8月24日から同年10月15日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

3 公益財団法人福岡市スポーツ協会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区東公園8番2号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市民体育館

(ア) 所在地 福岡市博多区東公園

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

平成21年4月1日から同22年3月31日まで

平成22年4月1日から同25年3月31日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設概要 施設面積 敷地面積 18,929㎡, 延べ床面積 14,524㎡

施設内容 第1競技場, 第2競技場, 本館, 屋内プール, 屋外プール

(オ) 設置年月日 昭和47年4月1日

(カ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市立東体育館

(ア) 所在地 福岡市東区香住ヶ丘一丁目

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

平成21年4月1日から同24年3月31日まで

平成24年4月1日から同29年3月31日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設概要 施設面積 敷地面積 4,417㎡, 延べ床面積 4,543㎡

施設内容 競技場, 武道室, 健康体力相談室等

(オ) 設置年月日 昭和55年12月21日

(カ) 利用料金制 導入なし

ウ 福岡市立中央体育館

(ア) 所在地 福岡市中央区赤坂二丁目

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

平成21年4月1日から同24年3月31日まで

平成24年4月1日から同29年3月31日まで

- (ウ) 所 管 局 市民局
- (エ) 施 設 概 要 施設面積 敷地面積 5,607㎡, 延べ床面積 4,442㎡
施設内容 競技場, 武道室, 健康体力相談室等
- (オ) 設置年月日 昭和58年2月13日
- (カ) 利用料金制 導入なし

エ 福岡市ももち体育館

- (ア) 所 在 地 福岡市早良区百道二丁目
- (イ) 指 定期間 平成19年7月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで
平成24年4月1日から同29年3月31日まで
- (ウ) 所 管 局 市民局
- (エ) 施 設 概 要 施設面積 敷地面積 1,758㎡, 延べ床面積 3,357㎡
施設内容 競技場, 柔道場, 剣道場等
- (オ) 設置年月日 平成19年7月1日
- (カ) 利用料金制 導入なし

オ 福岡市立西体育館

- (ア) 所 在 地 福岡市西区拾六町一丁目
- (イ) 指 定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで
平成24年4月1日から同29年3月31日まで
- (ウ) 所 管 局 市民局
- (エ) 施 設 概 要 施設面積 敷地面積 6,582㎡, 延べ床面積 5,234㎡
施設内容 競技場, 武道室, 健康体力相談室等
- (オ) 設置年月日 平成6年1月29日
- (カ) 利用料金制 導入なし

カ 福岡市立総合西市民プール

- (ア) 所 在 地 福岡市西区西の丘一丁目
- (イ) 指 定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで
平成24年4月1日から同27年3月31日まで
- (ウ) 所 管 局 市民局
- (エ) 施 設 概 要 施設面積 敷地面積 17,147㎡, 延べ床面積 9,414㎡
施設内容 メインプール, サブプール, 幼児プール等
- (オ) 設置年月日 平成7年7月9日
- (カ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において7億9,530万4,494円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成20年9月から同24年9月まで

実施期間 平成24年9月3日から同年9月21日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

4 株式会社アーバンデザインコンサルタント

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区大名二丁目6番46号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市NPO・ボランティア交流センター

- (ア) 所在地 福岡市中央区大名二丁目 6 番46号福岡市立青年センター 5 階
 (イ) 指定期間 平成21年 4 月 1 日から同25年 3 月31日まで
 (ウ) 所管局 市民局
 (エ) 施設概要 施設内容 鉄筋コンクリート造 5 階建 5 階部分
 延べ床面積 380.46㎡
 (オ) 設置年月日 平成14年10月 6 日
 (カ) 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
 上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において29,622,000円となっている。
- (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
 (事務監査) 対象期間 平成21年 4 月から同24年10月まで
 実施期間 平成24年10月 9 日から同年10月11日まで
- (5) 監査の結果
 監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。
- 5 株式会社キャナルエンターテイメントワークス
- (1) 主たる事務所の所在地
 福岡市博多区冷泉町 6 番10号
- (2) 監査に係る公の施設
 ア 博多町家ふるさと館
 (ア) 所在地 福岡市博多区冷泉町 6 番10号
 (イ) 指定期間 平成21年 4 月 1 日から同26年 3 月31日まで
 (ウ) 所管局 経済観光文化局
 (エ) 施設概要 施設内容 展示棟: 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建
 物産棟: 鉄筋コンクリート造地上 2 階建
 町家棟: 木造地上 2 階建 (福岡市指定有形文化財)
 敷地面積 853.86㎡
 延べ床面積 1,233.85㎡
 (オ) 設置年月日 平成 7 年 8 月10日
 (カ) 利用料金制 導入あり
- (3) 福岡市からの管理料
 上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において50,505,309円となっている。
- (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
 (事務監査) 対象期間 平成21年 4 月から同24年 9 月まで
 実施期間 平成24年 9 月26日から同年 9 月28日まで
- (5) 監査の結果
 監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。
- 6 ラブエフエム国際放送株式会社
- (1) 主たる事務所の所在地
 福岡市博多区上川端町 6 番 1 号
- (2) 監査に係る公の施設
 ア はかた伝統工芸館
 (ア) 所在地 福岡市博多区上川端町 6 番 1 号
 (イ) 指定期間 平成23年 4 月 1 日から同26年 3 月31日まで
 (ウ) 所管局 経済観光文化局
 (エ) 施設概要 施設内容 木造 2 階建
 敷地面積 281㎡
 延べ床面積 281㎡
 (オ) 設置年月日 平成23年 4 月 7 日

- (カ) 利用料金制 導入なし
 - (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において28,368,000円となっている。
 - (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成23年4月から同24年10月まで
実施期間 平成24年10月2日から同年10月4日まで
 - (5) 監査の結果
監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。
- 7 株式会社福岡市民ホールサービス
- (1) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区天神五丁目1番23号
 - (2) 監査に係る公の施設
 - ア 福岡市民会館
 - (ア) 所在地 福岡市中央区天神五丁目1番23号
 - (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同26年3月31日まで
 - (ウ) 所管局 経済観光文化局
 - (エ) 施設概要 施設内容 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建
敷地面積 10,552㎡
延べ床面積 9,255.32㎡
 - (オ) 設置年月日 昭和38年10月25日
 - (カ) 利用料金制 導入なし
 - (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において354,943,316円となっている。
 - (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成20年10月から同24年10月まで
実施期間 平成24年10月15日から同年10月17日まで
 - (5) 監査の結果
監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。
- 8 特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト
- (1) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区薬院一丁目6番9-301号
 - (2) 監査に係る公の施設
 - ア 福岡市祇園音楽・演劇練習場の管理
 - (ア) 所在地 福岡市博多区祇園町8番3号
 - (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同26年3月31日まで
 - (ウ) 所管局 経済観光文化局
 - (エ) 施設概要 施設の規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階, 地上6階
の一部
延べ床面積 2,524.46㎡の一部(579.5㎡)
 - (オ) 設置年月日 平成12年9月1日
 - (カ) 利用料金制 導入なし
 - (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において35,739,177円となっている。
 - (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成19年4月から同24年10月まで
実施期間 平成24年10月16日から同年10月19日まで
 - (5) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

基本・実施協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの

指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市祇園音楽・演劇練習場」（以下「祇園練習場」という。）の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。

今後、基本協定書等に基づき適切な履行を行うよう注意されたい。

ア 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、施設を管理する統括責任者を常勤で配置し、受付案内業務従事者を午前10時から午後7時まで常時1名以上配置することとなっているが、統括責任者と受付案内業務従事者を兼務する1名しか配置していなかった。また、臨時職員のみ勤務する日が、週1日以上あった。さらに、実際に勤務する職員は、福岡市大橋音楽・演劇練習場（以下「大橋練習場」という。）と兼務していたため祇園練習場の統括責任者が大橋練習場で勤務していた。

イ 基本協定書において、祇園練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。

ウ 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、舞台装置運営業務については、基幹要員の業務時間は午前10時から午後7時までとなっているが、舞台利用または打ち合わせ等がある日の必要な時間のみ勤務していた。

エ 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。

(ア) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成していなかった。

(イ) 事業報告書において、祇園練習場、大橋練習場及び指定管理者である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。

(ウ) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務（清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等）について、祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。

(エ) 事業報告書において、舞台管理業務について、祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。

9 F P A P ・ 子ども文化コミュニティ共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区薬院一丁目6番9-301号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市大橋音楽・演劇練習場の管理

(ア) 所在地 福岡市南区大橋1丁目3番25号

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同26年3月31日まで

(ウ) 所管局 経済観光文化局

(エ) 施設概要 施設の規模 鉄骨平屋造り
延べ床面積 1,010.79㎡

(オ) 設置年月日 平成17年3月28日

- (カ) 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において19,802,922円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成20年10月から同24年10月まで
実施期間 平成24年10月12日から同年10月19日まで

- (5) 監査の結果
監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。
基本・実施協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの
指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市大橋音楽・演劇練習場」(以下「大橋練習場」という。)の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。
今後、基本協定書等に基づき適切な履行を行うよう注意されたい。

ア 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、施設を管理する統括責任者を常勤で配置し、受付案内業務従事者を午前9時30分から午後11時まで常時1名以上配置することとなっているが、統括責任者と受付案内業務従事者を兼務する1名しか配置していなかった。また、臨時職員のみ勤務する日が、週2日以上あり、平成24年9月については、統括責任者をほとんど配置していなかった。さらに、実際に勤務する職員は、福岡市祇園音楽・演劇練習場(以下「祇園練習場」という。)と兼務していたため大橋練習場の統括責任者が祇園練習場で勤務していた。

イ 基本協定書において、大橋練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。

ウ 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。

(7) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成していなかった。

(イ) 事業報告書において、大橋練習場、祇園練習場及び指定管理者の構成団体である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。

(ロ) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務(清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等)について、大橋練習場及び祇園練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。

(エ) 事業報告書において、舞台管理業務について、福岡市祇園音楽・演劇練習場舞台管理業務委託の中の一項目として再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。

10 博多リバレイン管理株式会社

- (1) 主たる事務所の所在地
福岡市博多区下川端3番1号
- (2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市営川端地下駐車場

(7) 所在地 福岡市博多区下川端3番1号

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

平成21年4月1日から同24年3月31日まで
平成24年4月1日から同27年3月31日まで

(ウ) 所 管 局 道路下水道局

(エ) 施 設 概 要 施設内容 鉄骨鉄筋コンクリート造地上13階、地下4階建の
地下3階部分、収容台数400台(身障者用5台)

施設面積 12,623.9㎡

延べ床面積 12,623.9㎡

(オ) 設置年月日 平成11年3月1日

(カ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市博多区(中洲川端地区に限る)内の自転車駐車場

(ア) 所 在 地

A 川端自転車駐車場 福岡市博多区下川端3番1号

B 冷泉公園自転車駐車場 福岡市博多区上川端町7番

(イ) 指 定期間 平成19年4月1日から同23年3月31日まで

平成23年4月1日から同28年3月31日まで

(ウ) 所 管 局 博多区

(エ) 施 設 概 要

A 川端自転車駐車場

施設内容 鉄骨鉄筋コンクリート造地上13階、地下4階建
の地下1階部分、自動精算式ゲート、収容台数
454台

延べ床面積 958㎡

B 冷泉公園自転車駐車場

施設内容 屋外公園の一部、地上平面、自動精算式駐輪機、
収容台数150台

延べ床面積 149㎡

(オ) 設置年月日

A 川端自転車駐車場 平成11年3月1日

B 冷泉公園自転車駐車場 平成21年2月1日

(カ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成23年度において、福岡市営川端地下駐車場
については30,053,400円、福岡市博多区(中洲川端地区に限る)内の自転車駐車場に
ついては11,695,980円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成21年1月から同24年10月まで

実施期間 平成24年10月4日から同年10月10日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

11 藤崎バスターミナル共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市早良区百道2丁目2番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア 藤崎バス乗継ターミナル

(ア) 所 在 地 福岡市早良区百道2丁目2番1号

(イ) 指 定期間 平成21年4月1日から同24年3月31日まで

平成24年4月1日から同29年3月31日まで

(ウ) 所 管 局 道路下水道局

(エ) 施設概要 施設内容 停留所8バース, 駐待機場所3バース, 待合室, 案内所兼指令室, 定期券等販売所, トイレ, 自動販売機, コインロッカー, 電照広告等

敷地面積 4,381.15㎡

(オ) 設置年月日 昭和56年10月24日

(カ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は, 平成23年度において27,382,400円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成19年5月から同24年10月まで

実施期間 平成24年10月10日から同年10月16日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

12 福岡新都心開発株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神二丁目6番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市きらめき通り自転車駐車場

(ア) 所在地 福岡市中央区天神二丁目93

(イ) 指定期間 平成20年4月1日から同25年3月31日まで

(ウ) 所管局 中央区

(エ) 施設概要 施設内容 地下3層, 自動精算式ゲート・コンベア

敷地面積 615㎡

(オ) 設置年月日 平成16年3月1日

(カ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は, 平成23年度において15,411,835円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成19年12月から同24年10月まで

実施期間 平成24年10月15日から同年10月17日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。